

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 6 0 号

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険条例施行規則（昭和 4 0 年四日市市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（所得割の子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定）</u></p> <p><u>第 1 3 条の 4 条例第 1 3 条の 1 6 第 2 項ただし書の規定による所得割の子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率については、当分の間、小数点以下第 4 位まで算出し、第 4 位が 0 でない場合は、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>（保険料の減免）</p> <p>第 2 0 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第 2 2 条第 2 号の規定による減免額は、次の各号に定める範囲内とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額及び 1 8 歳以上被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、次に掲げる割合により、これを減免す</p>	<p>（保険料の減免）</p> <p>第 2 0 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第 2 2 条第 2 号の規定による減免額は、次の各号に定める範囲内とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、次に掲げる割合により、これを減免する。ただし、減額賦課が 5 割又は</p>

<p>る。ただし、減額賦課が5割又は7割の軽減該当世帯に属する旧被扶養者に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>7割の軽減該当世帯に属する旧被扶養者に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の四日市市国民健康保険条例施行規則第20条第3項第2号の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(健康福祉部保険年金課)